

第 2 章

施策 2 基本事業 1

評価対象年度	令和6年度	事務事業評価シート				作成日	令和7年5月31日				
点検日						点検日	年月日				
事務事業名	防犯事業				事業類型	補助金					
担当部課G等	市民生活部 防災課		防災G		記入者氏名						
総合計画体系	施策の大綱(施策名)		第2章 安全で快適に暮らせるまちづくり					■ 実施計画 対象事業			
	施策名		2 犯罪を防ぐまちをつくる								
	基本事業名		1 防犯対策の推進								
予算科目	一般会計	款 02	項 01	目 14	事業名 防犯事業	根拠法令	那珂市防犯灯設置費補助金交付要綱				
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始年度 年度～)				期間限定複数年度 (年度～ 年度)						
事業概要											
【全体概要】 自治会内における道路で防犯上危険と思われる場所の夜間の安全を確保するため、各地区の自治会長からの防犯灯設置申請に対し、補助金を交付する。(補助金上限:支柱付38千円、補助率10/10、電灯のみ新設:25千円、補助率10/10、LED更新:10千円、補助率1/2)					【業務内容】 ①防犯灯補助事務 ②防犯協会関係事務 ③防犯関係事務 ④防犯灯1灯あたり年間1,800円の維持・管理費補助(市民協働課から) ※ 維持管理費は、自治会負担						
1 現状把握の部(DOシート)											
(1)事務事業の目的と効果・指標等の推移						単位	05年度 (実績)	06年度 (実績)	07年度 (見込)	08年度 (計画)	09年度 (計画)
①対象(誰、何を対象にしているのか)*人や自然資源等 ・市民(自治会) ・夜間暗くて、通行が危険な街路。 ・防犯上市民が不安を感じる場所			④対象指標(対象の大きさを表す指標) 申請件数(新規・LED化) 常住人口			件	86.	81.	81.	81.	81.
						人	52700.	52365.	51985.	52300.	52000.
②手段(具体的な事務事業のやり方) ・防犯灯設置に対する補助金交付事務 ・那珂地区防犯協会負担金交付事務 ・防犯カメラ設置業務委託事務			⑤活動指標(事務事業の活動量を表す指標) 防犯灯新規(LED)設置補助基数 防犯灯LED化補助基数 防犯カメラ設置基数			基	65.	60.	66.	66.	66.
						基	151.	127.	98.	107.	0.
						基	2.	1.	1.	1.	1.
							0.	0.	0.	0.	0.
③意図する成果(この事業によって、対象をどう変えるのか、したいのか) ・防犯灯の設置台数が増えることにより、犯罪被害の未然防止など夜間等の安全を確保し、市民が安心して暮らせるようにする。 ・防犯カメラ設置の推進により、街頭犯罪の抑止に寄与する。			⑥成果指標(対象における意図された対象の程度) 自治会申請対応率 犯罪件数(刑法犯認知件数) 防犯灯総数(各年4/1現在) 防犯カメラ総数(各年4/1現在)			%	100.	100.	100.	100.	100.
						件	300.	294.	288.	282.	276.
						基	3668.	3714.	3780.	3846.	3912.
						基	201.	202.	203.	204.	205.
(2)投入量の推移		単位	05年度(実績)	06年度(実績)	07年度(見込)	08年度(計画)	09年度(計画)	総事業費			
事業費 内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0	0			
	県支出金	千円	464	0	0	0	0	0			
	地方債	千円	0	0	0	0	0	0			
	その他	千円	0	0	0	0	0	0			
	一般財源	千円	5,446	4,889	6,269	6,091	4,169	0			
	事業費計(A)	千円	5,910	4,889	6,269	6,091	4,169	0			
人件費計(B)	千円	1,770	0.30人	1,800	0.30人	2,160	0.40人	2,160	0.40人		
投入量(A)+(B)	千円	7,680		6,689		8,429		8,251		6,329	
(3)事務事業の環境変化・市民意見等											
①事業を始めたきっかけ			市民(地域住民)の夜間の安全を確保するために防犯灯の設置補助制度が設けられた。※補助金交付要綱は平成18年度制定だが、それ以前から補助金の交付は行われていた。(始期不明)								
②事務事業をとりまく状況(対象者や根拠法令等はどう変化していますか？開始時期と比べてどう変わりましたか？)			物価高騰に伴う電気代の値上げや、2027年までに一般照明用の蛍光ランプの製造・輸出入が廃止されることなどから既存灯のLEDへの交換が急務となっている。								
③関係者からの意見要望(この事務事業に対して関係者(市民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられていますか？)			一部の自治会から、防犯灯の設置及び維持管理は、市が行うべきとの意見が出ている。								

(4)前回(令和5年度)の評価結果に対する改革・改善の取り組み			
前回の評価の結果、どのように取り組みましたか？また、取り組み後どのように変わりましたか？見直しの結果、予算にはどのように反映しましたか？	(前回最終評価) <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 統廃合 <input type="checkbox"/> 見直し <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持	(前回評価結果を踏まえて見直した内容)	(見直し内容に関する予算への反映) <input type="checkbox"/> 削減(事業費) <input type="checkbox"/> （人件費） <input type="checkbox"/> 増加(事業費) <input type="checkbox"/> （人件費） ■反映なし

2 評価の部(SEE) *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	①市関与の妥当性 ●市が主体となって税金を使ってこの事業を行うことは妥当ですか？●国や県ではなく、市が実施する理由はなんですか？●民間事業者は類似の事業を実施していませんか？	■妥当である □見直す必要がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) 市民の生命と財産を守ることを目的とした防犯事業は、市と地域関係機関が協働で実施していることから、市が活動を支援するのは当然であり妥当と考える。
	②成果の向上余地 ●当初の見通しに沿った成果となっていませんか？●対象者が一部の対象者に限定されてしまいませんか？●対象数が増加している場合、現状どおりの対応では十分に成果が得られないおそれはありませんか？	■余地がない □余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) 防犯灯のLED化率は令和6年度末現在94%を超えていていることから、見通しに沿った成果が出ているといえる。
有効性評価	③類似事業との統廃合余地 廃止・休止の可能性 ●市の事業で対象指標や活動指標が似ているものがありますか？●廃止又は休止した場合、事業の対象や成果の状況から判断し、影響は限定的で対応は可能であると見込まれますか？	■統廃合の余地がない □統廃合の余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) ■廃止・休止の可能性がない □廃止・休止の可能性がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) 現在、本事業と活動指標が似ているものは無いため、統廃合の余地も無いと考える。また、本事業は第2次那珂市総合計画において、ビジョン事業となっており、重点事業の1つでもあることから、廃止・休止の可能性は無い。
	④事業費や人件費の削減余地 ●成果を下げずに、単位当たりコストを削減し活動指標を増加(維持)させることはできませんか？●担当者の業務の一部(全部)を民間委託にすることで、担当者の負担(人件費)を減少できませんか？●事業目的にすぐれない支出はありませんか？	■事業費の削減余地がない □事業費の削減余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) ■人件費の削減余地がない □人件費の削減余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) 現時点で、防犯灯LED化率が100%に達していないことや、自治会から新設の申請がきている以上、事業費削減の余地は無い。また、必要最小限の人員で対応していることから、人件費の削減についても余地は無い。
公平性評価	⑤受益者負担の適正余地 ●事業の内容に照らし、受益者の負担割合は適正ですか？●受益者負担を求める事業ではない、負担割合が低い事業の場合、その理由はなんですか？	■適正である □見直す余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) □受益者負担を求める事業ではない 防犯灯設置に関する補助額には上限を設けており、自治会側の負担も生じていることから、受益者負担については適正である。

3 計画の部(PLAN)

(1) 1次評価(次年度に向けた方向性)	※担当課長、グループ長、担当者が記載 □終了 □廃止 □休止 □統廃合 ■継続 → □見直し(改革・改善) → [□目的の再設定 □公平性の改善] → ■現状維持(現状通りで特に改革改善はない) 改革・改善の具体的な内容(改革案・実行計画)
(2) 2次評価(2次評価者として判断した今後の事務事業の方向性(改革・改善策))	※担当部長が記載 □終了 □廃止 □休止 □統廃合 ■継続 (□見直し ■現状維持) 改革・改善の具体的な内容(1次評価者と同じの場合も記入)
(3) 外部評価(外部評価委員会が判断した今後の事務事業の方向性(改革・改善策))	□終了 □廃止 □休止 □統廃合 □継続 (□見直し □現状維持)
(4) 3次評価(行政評価本部会議メンバーによる最終的な方向性を必要とする場合)	□終了 □廃止 □休止 □統廃合 □継続 (□見直し □現状維持)

評価対象年度	令和6年度	事務事業評価シート				作成日 点検日	令和7年 年	5月 月	31日 日		
事務事業名	犯罪被害者等支援事業				事業類型	扶助費					
担当部課G等	市民生活部 防災課				記入者氏名						
総合計画体系	施策の大綱(施策名)	第2章 安全で快適に暮らせるまちづくり								■ 實施計画 対象事業	
	施策名	2 犯罪を防ぐまちをつくる									
	基本事業名	1 防犯対策の推進									
予算科目	一般会計	款 02	項 01	目 14	事業名 犯罪被害者等支援事業	根拠法令					
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始年度 年度～)				<input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 (年度～ 年度)						
事業概要											
【全体概要】 犯罪被害者等が、犯罪等により心身に受けた影響からの早期回復、及び軽減を図ることができるよう支援を行う。 見舞金の種類及び支給額 ・遺族見舞金 30万円 ・重傷病見舞金 10万円 条例、規則ともに、令和6年4月1日から施行する。					【業務内容】 犯罪等に巻き込まれてしまった被害者やその家族に対し、条例に基づき見舞金を支給する。 遺族見舞金 30万円 重傷病見舞金 10万円						
1 現状把握の部(DOシート)											
(1)事務事業の目的と効果・指標等の推移						単位	05年度 (実績)	06年度 (実績)	07年度 (見込)	08年度 (計画)	09年度 (計画)
①対象(誰、何を対象にしているのか)*人や自然資源等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族			④対象指標(対象の大きさを表す指標) 市民 申請件数								
			人	0.	52365.	51985.	52300.	52000.			
			件	0.	0.	0.	0.	0.			
②手段(具体的な事務事業のやり方) ・総合的対応窓口の設置 ・見舞金の支払い事務			⑤活動指標(事務事業の活動量を表す指標) キャンペーンでの広報活動 市報掲載								
			回	0.	3.	3.	3.	3.			
			件	0.	1.	1.	1.	1.			
			件	0.	0.	0.	0.	0.			
			件	0.	0.	0.	0.	0.			
③意図する成果(この事業によって、対象をどう変えるのか、したいのか) 犯罪被害者等を、犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復させるとともに、再び平穏な生活を営むことができるようになります。			⑥成果指標(対象における意図された対象の程度) 犯罪件数(刑法犯認知件数)								
			件	0.	296.	289.	282.	275.			
			件	0.	0.	0.	0.	0.			
			件	0.	0.	0.	0.	0.			
			件	0.	0.	0.	0.	0.			
(2)投入量の推移											
事業費 内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	
	県支出金	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	
	地方債	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の 一般財源	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	
	事業費計(A)	千円	0	50	450	450	450	450	450	0	
	人件費計(B)	千円	0	0.00人	1,410	0.20人	1,260	0.20人	1,260	0.20人	0
	投入量(A)+(B)	千円	0	1,460	1,710	1,710	1,710	1,710	1,710	0	
(3)事務事業の環境変化・市民意見等											
①事業を始めたきっかけ			犯罪被害者等基本法により、被害者の支援は国だけでなく、自治体にも地域に応じた施策を策定・実施する責務があると規定されているため。								
②事務事業をとりまく状況(対象者や根拠法令等はどう変化していますか? 開始時期と比べてどう変わりましたか?)			近年の犯罪情勢は、科学技術の急速な発展により生活の利便性が向上する裏側で、当該技術を悪用したサイバー空間をめぐる事件が急増している。								
③関係者からの意見要望(この事務事業に対して関係者(市民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられていますか?)			特に無し。								

(4)前回()の評価結果に対する改革・改善の取り組み	
前回の評価の結果、どのように取り組みましたか？また、取り組み後どのように変わりましたか？見直しの結果、予算にはどのように反映しましたか？	(前回最終評価) (前回評価結果を踏まえて見直した内容) <input type="checkbox"/> 終了 新規評価対象 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 統廃合 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 現状維持

(見直し内容に関する予算への反映)
<input type="checkbox"/> 削減 (事業費 0 千円)
(人件費 0 千円)
<input type="checkbox"/> 増加 (事業費 0 千円)
(人件費 0 千円)

■ 反映なし

2 評価の部(SEE) *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的的妥当性評価	①市関与の妥当性 ●市が主体となって税金を使ってこの事業を行うことは妥当ですか？●国や県ではなく、市が実施する理由はなんですか？●民間事業者は類似の事業を実施していませんか？	■ 妥当である 犯罪被害者等基本法により、市は犯罪被害者等に対し、地域の状況に応じた施策の策定、及び実施する責務を有することが規定されていることから、市が主体となって事業を推進することは妥当である。
	②成果の向上余地 ●当初の見通しに沿った成果となっていませんか？●対象が一部の対象者に限定されていますいませんか？●対象数が増加している場合、現状どおりの対応では十分に成果が得られないおそれはありませんか？	<input type="checkbox"/> 余地がない ■ 余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) 犯罪被害に遭っても、相談に来れない被害者やその家族もいることから、犯罪被害者等に対する途切れない支援を実現するため、広報啓発活動を更に強化する必要がある。
	③類似事業との統廃合余地 廃止・休止の可能性 ●市の事業で対象指標や活動指標が似ているものはありませんか？●廃止又は休止した場合、事業の対象や成果の状況から判断し、影響は限定的で対応は可能であると見込まれますか？	<input type="checkbox"/> 統廃合の余地がない <input type="checkbox"/> 廃止・休止の可能性がない ■ 統廃合の余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) ■ 廃止・休止の可能性がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) 市の事業で本事業と類似するものは無いため、統廃合の余地は無い。また、犯罪が無くならない限り事業の廃止や休止の可能性は無い。
	④事業費や人件費の削減余地 ●成果を下げずに、単位当たりコストを削減し活動指標を増加(維持)させることはできませんか？●担当者の業務の一部(全部)を民間委託にすることで、担当者の負担(人件費)を減少できませんか？●事業目的にすぐれない支出はありませんか？	<input type="checkbox"/> 事業費の削減余地がない <input type="checkbox"/> 人件費の削減余地がない ■ 事業費の削減余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) ■ 人件費の削減余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) いつ発生するかわからない犯罪に備えるものであることから、事業費を削減する余地は無い。また、必要最小限の人員で対応していることから人件費の削減についても余地は無い。
	⑤受益者負担の適正余地 ●事業の内容に照らし、受益者の負担割合は適正ですか？●受益者負担を求める事業ではない、負担割合が低い事業の場合、その理由はなんですか？	<input type="checkbox"/> 適正である <input type="checkbox"/> 受益者負担を求める事業ではない ■ 適正である □ 見直す余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) 犯罪被害者等の経済的負担を軽減することが本事業の目的の1つでもあることから、市民に負担を求めるものではない。

3 計画の部(PLAN)

(1) 1次評価(次年度に向けた方向性)	※担当課長、グループ長、担当者が記載																				
<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 統廃合 <input checked="" type="checkbox"/> 繼続 → <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(改革・改善) → [<input type="checkbox"/> 目的の再設定 <input type="checkbox"/> 公平性の改善 <input type="checkbox"/> 現状維持(現状通りで特に改革改善はない) 改革・改善の具体的な内容(改革案・実行計画) 市民への制度の周知として、防犯キャンペーン等でチラシの配布を実施する。また、警察や防犯協会等関係機関と連携を図り広報啓発を強化する必要がある。	<input type="checkbox"/> 有効性の改善 <input type="checkbox"/> 効率性の改善 改革・改善による期待成果 <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">成 果</td> <td colspan="3">コスト</td> </tr> <tr> <td>削減</td> <td>維持</td> <td>増加</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>向上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>低下</td> <td>X</td> <td>X</td> <td>X</td> </tr> </table>	成 果	コスト			削減	維持	増加	○			向上			維持			低下	X	X	X
成 果	コスト																				
	削減		維持	増加																	
	○																				
向上																					
維持																					
低下	X	X	X																		
(2) 2次評価(2次評価者として判断した今後の事務事業の方向性(改革・改善策))	※担当部長が記載																				
<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 統廃合 <input checked="" type="checkbox"/> 繼続 (<input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 現状維持) 改革・改善の具体的な内容(1次評価者と同じの場合も記入) 警察署等と連携して、犯罪被害者等支援制度により、少しでも早く被害を回復し、再び平穏な生活を送れるように支援制度の活用を図る。																					
(3) 外部評価(外部評価委員会が判断した今後の事務事業の方向性(改革・改善策))	<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 統廃合 <input type="checkbox"/> 繼続 (<input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 現状維持)																				
(4) 3次評価(行政評価本部会議メンバーによる最終的な方向性を必要とする場合)	<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 統廃合 <input type="checkbox"/> 繼続 (<input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 現状維持)																				

第 2 章

施策 2 基本事業 2

評価対象年度	令和6年度	事務事業評価シート				作成日	令和7年6月6日				
点検日						年	月				
事務事業名	消費者行政推進事業				事業類型	事業の推進					
担当部課G等	企画部 秘書広聴課		市民相談グループ		記入者氏名						
総合計画体系	施策の大綱(施策名)		第2章 安全で快適に暮らせるまちづくり					■ 実施計画 対象事業			
	施策名		2 犯罪を防ぐまちをつくる								
	基本事業名		2 防犯意識の啓発								
予算科目	一般会計	款	項	目	事業名	根拠法令	消費者基本法・消費者安全法				
06	01	04	消費者行政推進事業								
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ			<input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始年度 年度～)			<input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 (年度～ 年度)				
事業概要											
【全体概要】 賢い消費者の育成を図ると共に、消費に関する知識の普及や情報を探し、消費者の資質の向上を図る。また、市民が安全で安心して暮らるために、消費生活相談員を配置して消費者問題の解決のためにアドバイスやあっせんを行う。				【業務内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・消費者啓発(消費者月間、高齢者・若者向けキャンペーン等、消費生活出前講座、広報紙掲載/HP/SNS/回覧チラシによる啓発、情報提供、成年年齢引き下げに伴うリーフレット配布) ・消費者相談の窓口(月～金)実施、消費生活相談員の資質の向上(研修参加) 							
1 現状把握の部(DOシート)											
(1)事務事業の目的と効果・指標等の推移						単位	05年度 (実績)	06年度 (実績)	07年度 (見込)	08年度 (計画)	09年度 (計画)
①対象(誰、何を対象にしているのか)*人や自然資源等 市民			④対象指標(対象の大きさを表す指標) 人口			人	52700.	52365.	52500.	52300.	52000.
							0.	0.	0.	0.	0.
②手段(具体的な事務事業のやり方) <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座の実施(高齢者、一般消費者等) ・消費生活相談の実施 ・相談員研修参加(県・国セン参加) ・広報紙掲載、消費者月間・高齢者月間・若者キャンペーン(成人式)に啓発リーフレット、啓発物品配布・新成人にリーフレット郵送 			⑤活動指標(事務事業の活動量を表す指標) 出前講座件数 消費生活相談件数 相談員研修参加件数 広報紙、HP、SNS掲載・街頭啓発等			回	0.	2.	2.	3.	4.
							193.	203.	203.	210.	210.
							21.	14.	15.	20.	20.
							50.	80.	70.	80.	90.
③意図する成果(この事業によって、対象をどう変えるのか、したいのか) <ul style="list-style-type: none"> ・消費者としての知識を高め、悪質商法や消費生活に関するトラブルに遭わないようにする。 ・消費者トラブルに遭遇している場合は、解決のためのアドバイスやあっせんを行う。 			⑥成果指標(対象における意図された対象の程度) 出前講座参加人数 消費生活相談解決件数 消費生活相談解決割合			人	0.	45.	170.	100.	100.
							193.	203.	203.	210.	210.
						%	100.	100.	100.	100.	100.
							0.	0.	0.	0.	0.
(2)投入量の推移		単位	05年度(実績)	06年度(実績)	07年度(見込)	08年度(計画)	09年度(計画)	総事業費			
事業費証明書	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0	0			
	県支出去金	千円	53	58	62	62	62	0			
	地方債	千円	0	0	0	0	0	0			
	その他	千円	0	0	0	0	0	0			
	一般財源	千円	610	570	761	827	827	0			
	事業費計(A)	千円	663	628	823	889	889	0			
人件費計(B)	千円	14,450	3,421人	13,952	3,16人	13,952	3,16人	13,952	3,16人		
投入量(A)+(B)	千円	15,113	14,580	14,775	14,841	14,841	0				
(3)事務事業の環境変化・市民意見等											
①事業を始めたきっかけ 消費者庁の創設等、消費者行政に対する国の動向を受けて、平成20年4月に消費生活センターを開設した。											
②事務事業をとりまく状況(対象者や根拠法令等はどう変化していますか? 開始時期と比べてどう変わりましたか?) 相談者(対象)は主婦層やサラリーマン層が多かったが、年々高齢者層・低年齢者層も増加している。 関係法令についても改正や新規法令が制定されている。 成年年齢引下に伴う若年層の被害拡大が懸念される。											
③関係者からの意見要望(この事務事業に対して関係者(市民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられていますか?) 出前講座については、地域包括支援センター・大学等の学校法人などからの依頼があり、「とても参考になった」「葉書が来たとき、対応が正しかったと知り、安心した」等の意見が寄せられ、好評を得ている。											

(4)前回(令和5年度)の評価結果に対する改革・改善の取り組み			
前回の評価の結果、どのように取り組みましたか？また、取り組み後どのように変わりましたか？見直しの結果、予算にはどのように反映しましたか？	(前回最終評価) <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 統廃合 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 現状維持	(前回評価結果を踏まえて見直した内容) 市の広報誌・回覧等による高齢者への悪徳商法・消費者トラブル未然防止のための情報提供、若者等への市公式SNS等から周知や資質向上のためのオンラインによる相談員研修を実施。	(見直し内容に関する予算への反映) <input type="checkbox"/> 削減(事業費) <input type="checkbox"/> （人件費） <input type="checkbox"/> 増加(事業費) <input type="checkbox"/> （人件費） ■反映なし

2 評価の部(SEE) *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	①市関与の妥当性 ●市が主体となって税金を使ってこの事業を行うことは妥当ですか？●国や県ではなく、市が実施する理由はなんですか？●民間事業者は類似の事業を実施していませんか？	■妥当である 消費者基本法(第4条地方公共団体は消費者政策を推進する責務を有する)及び消費者安全法(第10条第2項消費生活センターを設置するよう努めなければならない)に規定されているため。
	②成果の向上余地 ●当初の見通しに沿った成果となっていませんか？●成果が一部の対象者に限定されていますいませんか？●対象数が増加している場合、現状どおりの対応では十分に成果が得られないおそれはありませんか？	<input type="checkbox"/> 余地がない 悪徳商法の被害や消費者トラブルを未然に防止するため、市の広報誌や公式HP/SNS/メルマガ等で、市民に対して消費に関する知識の普及や情報提供を広く行っている。また、要望に応じた出前講座も実施している。消費者からの相談件数が増加した場合でも、相談員に相談することにより、解決に向けた助言と対応が受けられることから、十分な成果は得られている。
	③類似事業との統廃合余地 廃止・休止の可能性 ●市の事業で対象指標や活動指標が似ているものはありませんか？●廃止又は休止した場合、事業の対象や成果の状況から判断し、影響は限定的で対応は可能であると見込まれますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 統廃合の余地がない <input checked="" type="checkbox"/> 廃止・休止の可能性がない 消費生活という日常で起こる問題に対し、市民の安全・安心が得られるだけではなく、日々複雑多様化する消費者問題に対応するためには、現在の相談体制が不可欠であり、上記法令の規定のとおり休止・廃止にすることはできない。
	④事業費や人件費の削減余地 ●成果を下げずに、単位当たりコストを削減し活動指標を増加(維持)させることはできませんか？●担当者の業務の一部(全部)を民間委託にすることで、担当者の負担(人件費)を減少できませんか？●事業目的にそぐわない支出はありませんか？	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費の削減余地がない <input checked="" type="checkbox"/> 人件費の削減余地がない 会計年度任用職員として消費生活相談員2名を配置し、人件費を抑制しているので、これ以上の人件費を削減する余地はない。
	⑤受益者負担の適正余地 ●事業の内容に照らし、受益者の負担割合は適正ですか？●受益者負担を求める事業ではない、負担割合が低い事業の場合、その理由はなんですか？	<input type="checkbox"/> 適正である <input checked="" type="checkbox"/> 受益者負担を求める事業ではない 市民が、安全で安心して暮らしていくようにするために、消費生活に関する知識の普及や必要な情報提供を実施する機関であるから。

3 計画の部(PLAN)

(1) 1次評価(次年度に向けた方向性)	※担当課長、グループ長、担当者が記載 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 統廃合 ■ 繼続 → ■ 見直し(改革・改善) → [<input type="checkbox"/> 目的の再設定 <input type="checkbox"/> 公平性の改善 → <input type="checkbox"/> 現状維持(現状通りで特に改革改善はない) 改革・改善の具体的な内容(改革案・実行計画) 成年年齢引き下げに伴う想定される相談とデジタル化に伴う想定できない相談対応への資料等の準備および相談員の更なる資質の向上を図る。	改革・改善による期待成果 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">成果</th><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr></thead><tbody><tr><td>向上</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>維持</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>低下</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr></tbody></table>	成果	コスト			削減	維持	増加	向上				維持	○			低下	×	×	×
成果	コスト																				
	削減	維持	増加																		
向上																					
維持	○																				
低下	×	×	×																		
(2) 2次評価(2次評価者として判断した今後の事務事業の方向性(改革・改善策))	※担当部長が記載 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 統廃合 ■ 繼続 (■ 見直し <input type="checkbox"/> 現状維持) 改革・改善の具体的な内容(1次評価者と同じの場合も記入) 高度化・悪質化する事例などの情報提供をし、トラブル防止の推進。 相談員の資質の向上を図る。																				
(3) 外部評価(外部評価委員会が判断した今後の事務事業の方向性(改革・改善策))	<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 統廃合 <input type="checkbox"/> 継続 (<input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 現状維持)																				
(4) 3次評価(行政評価本部会議メンバーによる最終的な方向性を必要とする場合)	<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 統廃合 <input type="checkbox"/> 継続 (<input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 現状維持)																				